

石狩市監査委員告示第2号

監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和2年7月27日

石狩市監査委員 百井宏己

石狩市監査委員 花田和彦

通知内容の写しは、監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

【令和元年度（後期）】

監 査 区 分	監査対象部局	指 摘 事 項	措 置 内 容
定期監査	総務部 行政管理課	業務委託において、見積書の金額が100/108となっていなかった。	今後、諸手続きを進めるに当たっては、改めて契約マニュアルを参照するなど、適正な手順で事務を行うことを課内で確認した。 また、この度指摘を受けた見積書に付箋を貼付し、令和2年度契約時に指摘内容を確認できる状況を整えた。
定期監査	企画経済部 企画課	出張命令簿において、出張地が特定できる記入となっていなかった。	「石狩市職員等の旅費に関する条例」第4条第4項に基づき、今後は、出張地（用務先）には施設名および住所を明記することを課内で確認し、出張命令時に受命者及び決裁権者の双方がチェックすることとした。
定期監査	企画経済部 秘書広報課	出張命令簿において、出張地が特定できる記入となっていなかった。	「石狩市職員等の旅費に関する条例」第4条第4項に基づき、今後は、主目的地の住所を記載することを課内で確認した。
定期監査	企画経済部 政策担当	業務委託において、契約書の内容と業務実態が異なっていた。	今年度は、契約書について受託先（随意契約）との実務実態を再確認し、総務課法制担当及び契約課とともに、契約書の精査を行った上で、令和2年4月1日付けで石狩市契約規則に基づき、実務実態にあった新たな契約書にて契約を締結した。
定期監査	企画経済部 政策担当	業務委託において、消費税10%で執行決議をしたが、8%で契約しており、執行決議時の契約書（案）と締結した契約書が異なっていた。	各契約関係書類の決裁時においては、業者選定から契約締結決議等の一連の書類内容を再確認及び決裁時における複数人チェックなど、石狩市事務決裁規程及び石狩市契約規則等に基づき、担当内で適切な処理の徹底を図った。
定期監査	財政部 財政課	道民税徴収事務取扱交付金において、過誤納金相当額の計上に誤りがあった。	道民税徴収事務取扱交付金において、12月報告（令和元年12月3日石狩振興局提出）で「錯誤額等の内訳及び理由書」を提出し、修正を図った。 今後、同業務を遂行するに当たっては趣旨をよく理解するとともに、同様の誤りを繰り返さないよう、担当相互でチェックを徹底することを課内で確認した。
定期監査	会計管理者 会計課	物品購入において、見積合せが必要であるが、一者随意契約で発注されていた。	単価契約していない物品を購入する際には必ず契約規則及び契約マニュアルをチェックし、契約規則第33条第1項に基づく見積書の徴収が必要な執行かどうか確認し、発注手続きを行うことを課内で確認した。
定期監査	保健福祉部 子ども家庭課	臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。	石狩市臨時職員取扱要綱第12条第1号イの規定に基づき出勤簿の出勤日数により算定した通勤手当額との差額を令和元年11月分の支給時に調整した。 今後は、出勤日数等について、休暇簿、出勤簿と支給計算書の照合を複数名で行い、処理誤りを防止することを確認した。
定期監査	保健福祉部 福祉総務課	業務委託において、設計変更を行ったが、変更となる設計書が作成されていなかった。	今後、変更契約が生じた場合は、石狩市契約規則第12条第2項の規定に基づき、設計書を作成することを課内で確認した。

定期監査	保健福祉部 はまます保 育園	臨時職員の任用決議書と支出負 担行為が一致していなかった。	今後、任用の事務を進めるにあたって は、石狩市臨時職員取扱要綱第7条の規定 の趣旨を尊重し、その内容に修正等を生ず る場合においては、適正な決裁手続を確保 することとし、また、担当内において関係 要綱や処理手段の確認と共有を行い、複数 人でのチェックをすることで事務処理の錯 誤を防ぐことを、令和元年12月25日に課内 において確認した。
定期監査	保健福祉部 はまます保 育園	臨時職員の任用決議書におい て、任用後に修正されていた。	今後、任用の事務を進めるにあたって は、石狩市臨時職員取扱要綱第7条の規定 の趣旨を尊重し、その内容に修正等を生ず る場合においては、適正な決裁手続を確保 することとし、また、担当内において関係 要綱や処理手段の確認と共有を行い、複数 人でのチェックをすることで事務処理の錯 誤を防ぐことを、令和元年12月25日に課内 において確認した。
定期監査	保健福祉部 はまます保 育園	臨時職員賃金の支給額の計算に 誤りがあった。	今後臨時職員賃金の支給額に変更があ った場合には、石狩市臨時職員取扱要綱第12 条に基づき支給額の計算をする際に複数人 でのチェックをすることで事務処理の錯誤 を防ぐことを課内において確認した。
定期監査	保健福祉部 はまます保 育園	業務委託において、見積書の徴 収の決定前に見積書を徴収して いた。	見積書の徴収については、石狩市契約規 則第33条第2項及び第3項に規定されてい ることを、令和元年12月25日に課内担当者 と改めて内容を確認した。 今後、見積書の徴収を行う際は、根拠規 程を確認し、事業者に対する見積書提出案 内においても正確に記載するなど適正に進 めることを課内において確認した。
定期監査	保健福祉部 はまます保 育園	業務委託において、見積書の金 額が100/108となっていなかつ た。	見積書の徴収については、石狩市契約規 則第33条第2項及び第3項の規定内容、ま た別記第13号様式の内容について、令和元 年12月25日に課内担当者として改めて内容を確認した。 今後は、見積案内書を出す際には、記載 内容を確認するとともに、一者随意契約の 場合は見積書の考え方を事前に説明するな ど間違いの防止を図ることを課内において 確認した。
定期監査	厚田支所 市民福祉課	行政財産目的外使用料におい て、使用料が普通財産貸付料算 定基準によって算出されてい た。	電柱の行政財産（土地）の使用につい て、貸付時より石狩市財産管理規則第23条 第4項並びに石狩市道路占用料条例第2条 （別表）を準用し普通財産貸付料（電柱単 価）により使用料を算定していたものを、 石狩市財産管理規則第19条第2項並びに石 狩市行政財産使用料条例第2条（別表）に よる使用料（電柱の占用面積による）算定 に、令和2年2月25日改めた。（令和元 年度内に現年度並びに過年度分を還付済み）
定期監査	浜益支所 市民福祉課	業務委託において、積算内訳書 が作成されていなかった。	積算内訳書について、石狩市契約規則第 32条第3項及び契約マニュアルの記載内容 を確認した上で、次年度以降の適正執行に 資するため令和2年1月10日付で作成し保 存した。 今後、契約事務を進めるにあたっては、 関係規程等を確認した上で適正な書類作成 を行うことを課内で確認した。

定期監査	浜益支所 市民福祉課	業務委託において、代理受領方式により他の機関から支払われることとしている分の委託料を支払っていた。	市と事業者が締結する業務委託契約書第8条第2項及び第4項の規定に基づき、北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)に事前に確認した上で、令和2年1月16日付で代理受領払を適用するための代理受領委任状を国保連合会に提出した。 現在、国保連合会で本市の提出内容を審査し、代理受領払の処理を行っている段階である。 今後、国保連合会での処理が終了次第、代理受領先である事業者へ国保連合会から委託料が支払われ、その後に当該事業者から本市が既に支払った委託料金の返金を受けることで全ての処理が完了することになっている。 以後、同様の契約を締結する際は、提供するサービスによって異なる支払い方法を確認した上で適正に事務を進めるよう課内で確認した。
定期監査	生涯学習部 厚田生涯学習課	臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。	今後は、石狩市臨時職員取扱要綱第7条の規定に基づき、任用決議後、変更が生じた際は、変更箇所を明記した決定書を作成し修正処理を行うことを課内で周知した。
定期監査	生涯学習部 浜益生涯学習課	臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。	今後は、石狩市臨時職員取扱要綱第7条の規定に基づき、任用決議後、変更が生じた際は、変更箇所を明記した決定書を作成し修正処理を行うことを課内で周知した。
定期監査	生涯学習部 石狩市民図書館	臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。	今後は、石狩市臨時職員取扱要綱第7条の規定に基づき、任用決議後、変更が生じた際は、変更箇所を明記した決定書を作成し修正処理を行うことを課内で周知した。
定期監査	生涯学習部 教育支援センター	物品購入において、見積合せが必要であるが、一者随意契約で発注されていた。	今後は、執行決議書を作成するにあたって、課内におけるチェックを徹底し、担当職員に石狩市契約規則第33条第1項に基づき、適正な事務手続をするよう指導した。
定期監査	生涯学習部 教育支援センター	賃貸借において、見積書の金額が消費税相当額を除いていなく、予定価格調書の見積書比較価格欄が斜線となっていた。	今後は、執行決議書を作成するにあたって、課内におけるチェックを徹底し、担当職員に石狩市契約規則第12条第2項に基づき、適正な事務手続をするよう指導した。
定期監査	生涯学習部 学校給食センター	業務委託において、再委託承認は金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	今後、業務委託における再委託承認手続きを進めるに当たっては、当該金額を複数の職員で確認した上で、適正な手順で行うことをセンター内で確認した。
定期監査	選挙管理委員会事務局	物品購入において、見積書の金額が100/108となっていなく、執行決議書の見積合せ結果欄も108/108の見積額で記入されていた。	見積書提出案内(別記第13号様式)の「見積金額の記載について」を踏まえ、税抜金額のみの記載とする旨、今後、見積参加者へ指示を行うことを、令和2年6月1日、課担当職員において確認した。
定期監査	選挙管理委員会事務局	借上において、見積書の金額が100/108となっていなく、執行決議書の見積合せ結果欄も108/108の見積額で記入されていた。	見積書提出案内(別記第13号様式)の「見積金額の記載について」を踏まえ、税抜金額のみの記載とする旨、今後、見積参加者へ指示を行うことを、令和2年6月1日、課担当職員において確認した。

定期監査	選挙管理委員会事務局	一者随意契約の決定において、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。	指摘事項を踏まえ、契約マニュアル IV - 3、石狩市事務決裁規程別表第1 共通専決事項中(4) 10業者選定に関する事項(2)一者随意契約をする決定に関する内容を6月1日に担当者内で確認した。
財政援助団体監査	保健福祉部 福祉総務課	交付金の算定にあたり、千円未満の端数の処理方法を変更していたが、交付要綱の改定を行っていなかった。	千円未満の端数処理方法について令和2年3月31日に石狩市民生委員児童委員連合協議会交付金交付要綱第3条の改定を行った。 今後、交付金の算定事務を進めるにあたっては、関連要綱や処理手段の確認と共有を行い、複数人でのチェックをすることで適正な事務処理を行うことを徹底する。

【平成30年度（後期）】

指定管理者監査	石狩市公務サービス株式会社	協定書第35条において、事故対策、緊急時対策、防犯・防災対策に係るマニュアルの作成が義務付けられているが、防犯・防災対策マニュアルが未整備だった。	講評後、協定書第35条に基づいた「災害・事故対策マニュアル」（令和2年3月31日付制定）の作成を確認した。
---------	---------------	---	---